

平成 25 年 11 月 5 日参議院文教科学委員会議事録

○松沢成文君 みんなの党の松沢成文でございます。

下村大臣、本当にごぶさたをしておりました。お元気でしょうか。大臣とこうして国会で議論をするのも十年ぶりということではありますが、今回参議院の文部科学委員会に入れていただいて、私は大変光榮に思っております。

といいますのは、私は下村大臣を政治家として尊敬しているんですね。これ本当なんです。もううそを言ってもしょうがないですけど。やはり政治家というのは、理念、思想がしっかりしてなきゃ改革できないんです。大臣にはそれがある。そしてまた、行動力、リーダーシップがないと大きな改革はできないんですね。そういう意味で、今回、オリンピック・パラリンピックの担当大臣にもなられたということで、このオリンピックを成功させるために、大臣のリーダーシップを心から期待をしながら質問をさせていただきたいと思っております。

さて、今日はちょっと、たばこの問題から入りたいんですけども、通告はしていませんが、実はせんだっての予算委員会で、私は安倍総理大臣にこの問題で質問をしました。そのときに大臣、多分後ろにいらっしやって聞いていたんだろうと思いますが、ちょっとプライベートな質問で恐縮ですけども、下村大臣はたばこを吸われますか、吸われませんか。

○国務大臣（下村博文君） まず、松沢委員が衆議院のとき、大変にお世話になりましたありがとうございます。また、神奈川県知事としても大変な御活躍をされていたことに対して、教育関係では日本史を必修に県立高校でされたとか、多々実績を積んだことに対して敬意を申し上げたいと思います。

私自身は学生時代、吸っておりましたが、元々スポーツをやろうとしていて、当時はマラソンをしていまして、マラソンをすればするほど、体調がたばこを吸っていると悪くなるということで三、四年でやめまして、それ以降は一切吸っておりません。

○松沢成文君 安心をいたしました。このたばこ規制の問題を議論するとき、やっぱりたばこを吸う人と吸わない人ではなかなか感覚が違って難しいところがあるんですけども。

さて、大臣も国会議員のときに、ここに多くの国会議員の皆さんいらっしやいますが、多くの方も二〇〇四年時に国会議員として在籍をしていたら覚えているかと思えますけれども、WHOのたばこ規制に関する世界保健機関枠組条約、こういう条約を国会も承認して、日本国は結んでおります。

この条約には、現在、百七十七か国が参加をしておりまして、世界の七十一億人の人口の八八%、約九割の人々の国々をカバーしている条約です。日本も十九番目の締約国なんですね。この条約は、たばこは吸う人も害があるし、吸わない人も受動喫煙の害があるし、きちんと適切に規制をしていきましょう、それを加盟国はしっかりと国内で対策をしましょうよということを定めた条約なんですね。

その中で、第八条二項、皆さんのところにペーパーが届いていると思いますが、今日は傍

聴の方もいるんで、ちょっと読みますね。締約国は、屋内の職場、公共の交通機関、屋内の公共の場所におけるたばこの煙にさらされることからの保護を定める効果的な立法上、執行上、行政上又は他の措置を採択し及び実施すると。この八条の実施のためのガイドラインというのがありまして、ガイドラインは、八条の項目を実施するためにこういうやり方が望ましいですよというふうに、これも締約国会議で決めているガイドラインなんです。そこにこう書いてあります。たばこの煙にさらされることから人々を保護するための立法措置が必要であると。法律は単純明快で、かつ強制力を持たなければならない、効果的な法律では、影響を受ける事業施設と個人喫煙者の双方に遵守の法的責任を課し、違反した場合は罰則を科すべきである、こういうふうに明言されているんですね。国会で承認したので、こんなことは知らないというのはなかなか言えないわけです、私たちも。

この条約があるんですけども、簡単に言うと、締約国は受動喫煙を防止するために公共の場所を禁煙にする罰則付きの法律を作る必要があるというふうに言っているんです。この条約を受けて、加盟国のほとんどの国は、国内法を改正するか、あるいは新たにこの条約の条文に合わせた国内法を制定して、条約を遵守して頑張っているんです。これは、もうヨーロッパ、アメリカ大陸のほとんどの国がそうなんです。

こう言うと、いや、アジアはまだ遅れているんじゃないかと言う人がいるんですが、そんなことはございません。近隣諸国を見ても、韓国は国民健康増進法を作って、罰則付きのちゃんとした法律を作っています。台湾もたばこ煙害防止法というのを作って、台湾の法律は物すごく厳しいです、三人人が集まればもうそこで受動喫煙防止というふうになりますから。こういう法律を作って規制をしている。じゃ、お隣のたばこ大国中国はどうかというと、中国も公共场所衛生管理条例実施細則、つまり各都市で条例を作って、きちっと受動喫煙防止のために罰則付きのルールを作りなさいとやっているんですね。ですから、近隣の東アジアを見ても、世界的に見ても、今こういうふうにきちっと対応していないのは日本と北朝鮮だけなんです。そのレベルになってしまったんですね。

こう言うと厚生労働省は、いやいや、日本にも健康増進法というのを作りました。二〇〇二年です。その第二十五条に一応受動喫煙に対する措置というのがあって、公共的な場所は事業者は受動喫煙防止するように努力しなければならないと、こういう条文になっているんですね。でも、努力義務ですから守らないんです。だから、今まだ日本は至る所、レストランとかホテルとか、そういうところでも灰皿が置いてあったり、お客さんが、おい、灰皿と言うとどンドン出ていっちゃうわけですね。ですから、日本の場合は、法律を作っているといっても、ここに、条約に規定してある例えば強制力とか罰則を持ったものじゃないので、全く日本のたばこ対策は遅れているということになっております。

さあ大臣、ここまで条約ではっきり規定されていることを日本国は実現していないわけですね。厳しい見方をすると、国際法に違反した状況であります。国際条約を守るというのは、これは憲法の九十八条二項の条約遵守義務があって、守らないこと自体が憲法違反です。特に、憲法の第九十九条は公務員の憲法遵守義務というのが規定されておりまして、条約を

守らない公務員は憲法違反だと。つまり、この条約を結んでいるのに国会で何ら立法措置もとらない、そしてそのままにしておくということ自体が、我々国会議員も含めて、これは憲法違反になってしまう可能性もあるぐらいに私は問題だというふうに思っているんです。

大臣、このたばこの問題は大臣の所管事項ではありませんが、政治家として、国会議員として、公務員として、国際条約があって、日本は締結して、その条約の目的はこうなっているのにそれに全く従おうとしない、サボタージュを続けている今の日本国の状況について、大臣はいかがお考えでしょうか。

○国務大臣（下村博文君） やっぱり大臣として質問されておられると思いますので、個人的な政治家としての見解というよりはやはり担当大臣としての答弁ということになるわけですが、この条約だけ見たら、私個人から見たら、たばこを吸っておりませんから、このとおりにすることについては何ら問題がないんですけれども、つまり、たばこを吸うか吸わないかによって立場が全く違う中でどう考えるかということがあるのではないかとこのように思うんですね。

ただ、この条約の遵守の状況、そういうことで私自身がこれについて法的判断を行う立場ではありませんけれども、しかし、この受動喫煙防止に関する個別施策の内容がこれから二〇二〇年のオリンピック・パラリンピック競技大会の開催に当たって支障となるかならないのか、そういうことについての必要に応じた調整を行う、そういう私自身、オリンピック・パラリンピックの担当大臣ということでいえば、まあ率直に言ってこれも入るかなということ、予算委員会等を、松沢委員の総理に対する質問等を聞いていて、今日もそうですが、感じております。

この観点から必要に応じて関係省庁の施策の状況を確認することはあり得ることだというふうに思いますし、二〇二〇年オリンピック・パラリンピックに向けてこのたばこの規制がどのような国際的な中で考えるべきかということ、これは検討項目の中に入れてさせていただきます。

○松沢成文君 さすがは尊敬する大臣、方向性出していただきまして、ありがとうございます。

特に、このオリンピックとたばこ規制というのは大変関連が深うございまして、実はWHOとIOCは、今日はIOCやJOCで活躍されている橋本委員もいますので是非とも御認識をいただきたいんですけれども、この両者は、健康なライフスタイルの推進に関する合意というのをマーガレット・チャンWHO事務局長とIOCの前会長、ジャック・ロゲ会長の間で結ばれております。この協定の中には、たばこフリーオリンピック、つまり、オリンピックはたばこは駄目ですよという方向を打ち出してしっかりとやりましょうという形になっているんですね。

このたばこフリーオリンピックというのは、何もオリンピックの会場とか会場内のたばこフリーを言っているんじゃないんです。オリンピックはスポーツの祭典だから健康的な都市環境の下でやらないきゃ駄目なんだと、だからオリンピックを開催する都市はきちっと

たばこ規制をやっておいてくださいねという方向が含まれているんですね。ですから、是非とも、もうWHOとIOCがこういう方針出していますので、ここはしっかりと日本として対応していかないと何をやっているんだということになってしまいます。

私、更に調べたんですけれども、こういう資料を見付けました。ア・ガイド・ツー・タバコフリー・メガイベントというんですね。これはWHOが出してまして、メガイベントにおけるたばこフリー方針をまとめたペーパーなんですね。じゃ、メガイベントというのは何を指すかという、簡単に言うとスポーツの三大イベントです。オリンピック・パラリンピック、そしてサッカーのワールドカップ、ラグビーのワールドカップなんです。これが世界のスポーツの三大イベント。日本は二〇二〇年に東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定したのみならず、その一年前、二〇一九年にはラグビーのワールドカップを日本で開催するんですね。ここで言うメガイベント、二つやるわけです、これから。

このガイドラインの中にしっかりと書いてあるんです。イベントの開催都市を選択するための最重要基準、この一番目に、一〇〇%スモークフリー方針を作り徹底させる、法律で定めることが望ましいと書いてあるんです。

もうここまで来たら、日本は、ラグビーのワールドカップあるいはオリンピック・パラリンピックをやる以上、きちっと受動喫煙防止対策を法律で作っていかなくちゃいけない。その法律というのは、罰則付きのきちっと強制力があり、実効力が上がるものにしなくちゃいけない。こういう形になっているんですね。

是非ともオリンピック担当大臣の下村大臣には、先ほどこういう方針で検討したいと言っていました。具体的にどう法律を作らせるかというところまで御検討いただきたいというふうに思っております。

実は、このたばこ対策というのは非常に難しいです。といいますのは、たばこを吸う人吸わない人の利害対立もありますし、あと、たばこ産業を取り巻く、ある意味で利権ができ上がっちゃっているわけですね。簡単に言うと、この中央省庁の中でも全く意見が対立しちゃっています。

例えば財務省は、たばこ税をたくさん上げたい、たばこ規制を強めるとたばこの消費が落ちてたばこ税も少なくなる、これは困る、そんなことは絶対やらせない。それから、財務省はJTの筆頭株主ですから、JTの収益が上がると財務大臣はその株の収益をいただけるわけですね。ですから、たばこ規制が強まればJTの営業成績が落ちて財務省に上がってくる株の配当金が減るから、こんなことをやっちゃ困ると、こう来るわけです。

財務省はたばこ事業法というのを抱えてまして、このたばこ事業法というのは、もうとにかくたばこ産業を活性化して国家の財政を潤わしていこうというのが目的になっていますから、もう財務省はたばこ規制をやるなんという気は毛頭ないんですね。

厚生労働省がやらなくちゃいけないんですが、WHOにも厚生労働省は深い関係がありますから、ただ、厚生労働省は、やっぱり財務省に予算をいただいたり様々なお世話になっているので、やり切れないわけなんです。

私がこの質問をしたときに、安倍総理も比較的前向きな御答弁をいただいたんです。こう安倍総理は言っています。これは東京で条例で対応していくのか、あるいは国として法律を作っていくのか、あるいはまた、更に今進めている様々な政策を進めていくことによって成果を上げていくのかということも含めて検討していきたいと言っているんですね。

大臣、じゃ、東京都に受動喫煙防止条例、実は神奈川県で全国で初めて作りました。あれと同じようなものを作ってもらいたいということも考えられます。実は、オリンピックをやっている都市は、国で法律でやっているところと都市で条例でやっているところ、両方あるんですね。ところが、東京都は、猪瀬都知事が超ヘビースモーカーですから、たばこ規制に対しては極めて消極的です。私、何度も行きましたが、そんなもの、法律なんかじゃなくてマナーの問題だ、こういう見解なんですね。ですから、このオリンピックをやるための準備をやると言いながら、こういう実情を分かっているんです。

ここでやっぱり大臣の出番なんですよ。財務省大反対、厚生労働省やりたくてもやれない、そして東京都はそんなものやる必要ないと言っちゃっているわけです。まあ事務方は分かりませんよ、知事はそういう態度なんですね。でも、オリンピックを成功させる、そのための準備における総合調整をするというのがオリンピック担当大臣の仕事と書いてありますね、所管事務に。ここで大臣の出番であって、オリンピックを成功させるためにはやらなきゃいけないことなんです。そのために、やりたい官庁、やりたくない官庁、東京都、こういう利害関係者がいる中で、大臣がリーダーシップを取って、しっかりとこれはオリンピック成功のために、もうそういう方針が打ち出されているんだから、国際的に、やっていこうじゃないかと、こういうふうにリーダーシップを発揮していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣（下村博文君） まず、松沢委員が御指摘されたように、この二〇一〇年七月にI O CとWHOとの間で健康的なライフスタイル推進に関する覚書が取り交わされたと聞いており、この覚書が目指している健康的なライフスタイルと草の根スポーツ活動を広げていくということ、これは大変有意義なことだというふうに私も思います。

二〇二〇年の大会の成功に向けまして、海外から多数来られる方々をいかにおもてなしをするかと。そういう意味で、国際的な今標準は何なのかということの中で対応するということは必要なことであると思いますし、今御指摘ありましたが、大会組織委員会、それから東京都、またI O CあるいはJ O C、そういう関係団体あるいは関係省庁とも連携協力をして、受動喫煙対策を含めた大会準備、しっかりと私、先頭に立って取り組んでまいりたいと思います。

○松沢成文君 私も、二つ目のペーパーですけれども、オリンピックの関係都市が全て受動喫煙防止法なりたばこ規制法という罰則付きの法律をもってこの規制をしているということをも是非とも皆さん御理解いただきたいと思います。東京だけです、やっていないのは。このままじゃ万全な準備をしているとは言えないと思うんですね。

次の質問に参ります。

自動販売機の問題なんです。実は、条約でも、たばこ規制枠組条約でも第十三条の実施のためのガイドラインの中で、たばこ自動販売機は、その存在自体が広告又は販売促進の方法に相当するため、禁止しなければならない。つまり、自動販売機は青少年にも良くない、それから、それ自体がたばこの宣伝目的にも使われちゃう、だから、禁止をしよう。つまり、廃止していかなきゃいけないとなっているんですね。

この表を見てください。ほとんどの国がもうたばこ自動販売機ないんです、禁止して。幾つかの国が、青少年が入れない場所はいいいじゃないかと。例えば、カジノとか、日本でいうと風俗営業法に対応するような施設の中はたばこ自動販売機があってもいいんじゃないかということで、置いてあるところはあるんです。唯一、これも日本の常識はちょっと世界の非常識と言われちゃうかもしれないんですが、唯一自動販売機をいまだに町じゅうに比較的置いてある国は、ドイツとあるいはオランダと日本だけなんですね。ですから、この問題についても国際条約を日本はしっかりと守っていないんです。

自動販売機をなぜ問題にするかという、これは、未成年の喫煙を防止するためには自動販売機というのは非常に邪魔なんですね。といいますのは、日本はタスポを導入しました。だから、身分証明書が、IDがなければたばこを買えないから、IDは成年にしか渡さないから未成年は自動販売機から買えなくなるはずだというふうに言って、タスポを導入したんです。

しかし、その前のペーパーを見ていただきますと、何と、未成年でタスポを使ってたばこを買っちゃったという人はどんどん増えていて、何と毎日喫煙する未成年、すごいですね、毎日喫煙する未成年というのがいるんですね、二〇〇八年は四一%、二〇一〇年は何と六三%、二〇一二年は何と喫煙する未成年の中で七割近い人はタスポを使って自動販売機から買っちゃっているから、訳なく買えるんだよ、こういうふうに言っちゃっているわけですよ。

未成年の喫煙というのは、未成年は体が発達途上にありますから、体に悪い、たばこは依存性もありますから更に悪いという、その肉体的な問題のみならず、実は、たばこを法を犯して買ったって平気なんだという、こういうローブレーキングの抵抗性をなくしてしまって、そして、非行への入口、ゲートウエードラッグとも言われているんですよ。やっぱり、たばこを未成年で買ってコンビニの前でしゃがんじゃった青年たちは、次はマリファナかな、次は麻薬かなというふうに非行をエスカレートさせちゃう可能性が高いというんです、いろんな調査でも。

だからこそ、この未成年の禁煙、喫煙防止というのはしっかりと行っていかなきゃいけないということで、世界では条約を結んで、自動販売機は、もうタスポみたいな制度は駄目だ、禁止せよとなっているんですね。

ここを、大臣、どう考えるかなんです。やはり、私は、条約にもあるように、しっかりと規制をしていくべき。これは、自動販売機の裏には様々な利権があります。実は、JTさんも自動販売機でたばこを売りまくろうということで、自動販売機、JTリースの販売機をが

んがんに出しているんです。たばこメーカーとか、あるいは、今、町の中のたばこ屋さんも、自分たちでたばこを売るよりも自動販売機をそこらじゅうに置いてその収益で暮らしているという方が多いんですね。ですから、自動販売機を規制するということは、そういう方々がみんな文句言い始めるんです。

ただ、私は、青少年の健康を考えても、青少年の非行の問題を考えても、それから国際条約を考えても、さらにオリンピックを契機に世界中から訪れる人々を考えても、ほとんどの先進国はもう自動販売機ないんですから、日本の中には、自動販売機の中の1%はたばこの自動販売機です。そんなものがぼつぼつぼつあったら、おや、日本というのは何やっているんだと。

私は、受動喫煙防止法ができていないことも含めて、これはおもてなしになりません。世界で常識になっているたばこ対策が日本で全く行われていない。自動販売機は町にあふれている、レストランに行ってもどこに行っても、法律がないからみんな灰皿が置いてある。これじゃ、おもてなしになりませんよ。

世界の皆さんをおもてなしするためにも、きちっとした受動喫煙防止法、あるいは自動販売機の撤廃、これをやっていくべきだと。オリンピックを成功させるためにもこれをやっていくべきだと考えますけれども、大臣の見解を伺いたいと思います。

○国務大臣（下村博文君） 松沢委員のこの資料の高校生の喫煙、この数字とはちょっと真逆ですが、今中学生、高校生の喫煙経験のある者の割合は大きく低下はしております。例えば中学生の男子が、平成十二年、二八・七%吸っていた、平成二十四年になって八・七%。高校生ですと、平成十二年には五〇・三%の男子が吸っていたと、これが平成二十四年には一五・一%。しかし、依然として一部の未成年、中高校生がたばこを吸っているというところはやっぱりあるわけです。

この自動販売機の設置も含め、たばこ販売の認可は、御指摘のように、たばこ事業法に基づき財務省が所管をしているということで、文部科学大臣は、大変申し訳ないんですけれども、自動販売機の設置に関して答えられる立場ではありません。しかし、この青少年の健全育成という観点から、やっぱり指摘することはできるというふうに思います。

ただ、先ほど御指摘のたばこ自動販売機の台数ですが、これは相当減ってきてまして、平成十七年のときにたばこ自販機の台数が六十一・六万台だったのが、僅か七年で半分に減っていると。三十・四万台ですね。このたばこ自販機の販売金額が、平成十七年、総額一兆九千六百二十五億円が、これが四分の一、僅か七年間で四千八百六十四億円に減っているということで、相当たばこを吸わなくなってきていることも、あるいは自動販売機そのものも台数がかかなり減ってきているということも事実だと思います。

しかし、御指摘のように、未成年者の喫煙は、非行、それから犯罪、健康被害につながる危険性があるわけでありまして、この青少年の健全育成という観点から、文科大臣として喫煙防止教育をしっかり推進してまいりたいと思います。

○委員長（丸山和也君） 松沢君、質問時間が経過しました。

○松沢成文君 時間ですね。ありがとうございました。